

○汚染状況重点調査地域を指定する件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第二項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

一 汚染状況重点調査地域を指定した年月日

平成二十三年十二月二十八日

二 汚染状況重点調査地域の区域

イ 岩手県の区域のうち、一関市、奥州市及び平泉町の区域

ロ 宮城県の区域のうち、石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町及び山元町の区域

ハ 福島県の区域のうち、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市（除染特別地域に係る区域を除く。）、南相馬市（除染特別地域に係る区域を除く。）、伊

達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（除染特別地域に係る区域を除く。）、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村（除染特別地域に係る区域を除く。）及び新地町の区域

ニ 茨城県の区域のうち、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の区域

ホ 栃木県の区域のうち、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の区域

ヘ 群馬県の区域のうち、桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の区域

ト 埼玉県の区域のうち、三郷市及び吉川市の区域

チ 千葉県の区域のうち、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の区域